

報道資料

令和5年12月19日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、足立
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第279号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第385号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和5年12月18日
- ◎ 実施機関：文化・教育・くらし創造部 文化資源活用課
- ◎ 対象行政文書：文化資源活用課に係る職員事務分掌（平成28年度分）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 一部の嘱託職員及び日々雇用職員の氏名
イ 個人の状況がわかる既述
 - 不開示理由：条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、職員の人事異動が行われた際に所掌事務に係る担当を定め、それを記載した事務分掌を作成している。

本件行政文書は、実施機関における平成28年度における文化資源活用課に係る事務分掌である。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、事務分掌のうち、審査請求人が開示を求めている一部の嘱託職員（以下「本件嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣

行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして開示されている。

そうすると、本件嘱託職員が、当該年度の職員録に掲載されているかどうか問題となる。

まず事務分掌の作成に関して、事務局を通じて実施機関に確認したところ、事務分掌は、年度当初時点で在籍する職員ごとに所掌する事務を定めて記載する文書であり、年度途中で人事異動等で変更が生じた場合は、変更した事務分掌を作成することがあるとのことであり、いずれにしても事務分掌作成時点と職員録の編集時点との間に一定期間の乖離が生じることから、その間の人事異動等により、事務分掌の内容と職員録の内容の間に相違が生じる場合があるとの説明があった。また、本件開示請求では、事務分掌の中でも平成28年度最初のもので審査請求人から指定されていたため、対象文書として年度当初の事務分掌を特定したところ、平成28年度の職員録が編集された平成28年7月1日時点では本件嘱託職員が文化資源活用課に在籍していなかったことから、平成28年度の職員録の内容と、年度当初に作成された事務分掌の内容とに相違が生じているとの説明があった。

そこで、当審査会が事務局に平成28年度7月1日時点で編集された平成28年度の職員録を確認させたところ、本件嘱託職員の氏名は掲載されていない。

職員録は、単に編集時点における職員の所属先を明らかにしているものに過ぎず、職員録に掲載されていない職員が当該年度の当初に、あるいは年度中に一度も当該所属に所属していないことを示すものではなく、年度当初に作成された事務分掌に掲載され、かつ年度当初に在籍していた職員が、職員録編集時点には在籍していなかったという実施機関の説明に特段不合理な点はないと考えるのが相当である。

したがって本件嘱託職員の氏名は、平成28年度当初に作成された事務分掌に掲載されているものの、当該年度の職員録に掲載されていないことから、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、本件嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

3 理由付記の不備について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

本件決定に係る理由付記について、審査請求人は、条例の規定を引き写しただけに過ぎないのであって、具体的な理由をまったく窺い知ることができない違法なものと言わざるを得ないと主張している。

この点、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書では、不開示部分を具体的に記載するとともに、不開示とした根拠条項と併せてその規定を適用した理由として、当該条文の該当部分を引用して不開示理由が記載されており、不開示情報が明らかにならない限度で具体的に記載されている。

これらのことから、本件決定に係る理由付記は、取り消さなければならないほどの不備があるとまでは言えない。

2 事案の経緯

①	開示請求	令和2年	4月	2日		
②	決定	令和2年	4月	16日	付けで一部開示決定	
③	審査請求	令和2年	7月	10日		
④	諮問	令和2年	11月	20日		
⑤	経緯	令和5年	4月	21日	第265回審査会	審議
		令和5年	5月	29日	第266回審査会	審議
		令和5年	7月	6日	第267回審査会	審議
		令和5年	8月	3日	第268回審査会	審議
		令和5年	9月	11日	第269回審査会	審議